

国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント手当支給細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (手当額) 第2条 クロスアポイントメント手当の額は、一月につき、国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程第5条第3項に規定する教育研究基盤強化経費の額に、100分の40を乗じ、クロスアポイントメント制度が適用される期間の月数で除して得た額(その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	<p>本則 (協定の締結等) 第2条 クロスアポイントメント手当の額は、一月につき、国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程第5条第4項に規定する民間企業の負担とする額に、100分の40を乗じ、クロスアポイントメント制度が適用される期間の月数で除して得た額(その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	<p>クロスアポイントメント制度に関する規程の一部改正により、対応する項が変わったため</p>

附 則 (令和4年11月1日細則第19号)  
この細則は、令和4年11月1日から施行する。